

第1章 はじめに

1 改定の趣旨

- ① 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- ② 都市計画マスタープランでは、市民の意見を反映した上で、将来の都市像（市街地像）を展望し、土地利用の方針や都市施設整備の方針、市街地整備の方針を示しています。
- ③ 本市では、平成13年3月に「第1次多治見市都市計画マスタープラン」、平成22年11月に「第2次多治見市都市計画マスタープラン」を策定し、これらの方針に沿った様々な取組を行ってきました。
- ④ 第2次計画の策定から約10年が経過し、総合計画及び立地適正化計画など都市計画に関連する計画等の改定や策定も進んでいます。また、本市では、平成17年以降、人口が減少傾向に転じ、コンパクトなまちづくりの必要性が更に高まっています。
- ⑤ これらの背景から、これまでの取組の成果を踏まえ、都市計画を取り巻く環境の変化に対応するため、第3次多治見市都市計画マスタープランを策定します。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

（1）都市計画マスタープランの役割

- ① 都市計画マスタープランは、市が定める具体の都市計画についての体系的な指針であり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示します。
- ② また、地区別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めます。

※ これまでの多治見市都市計画マスタープランについて

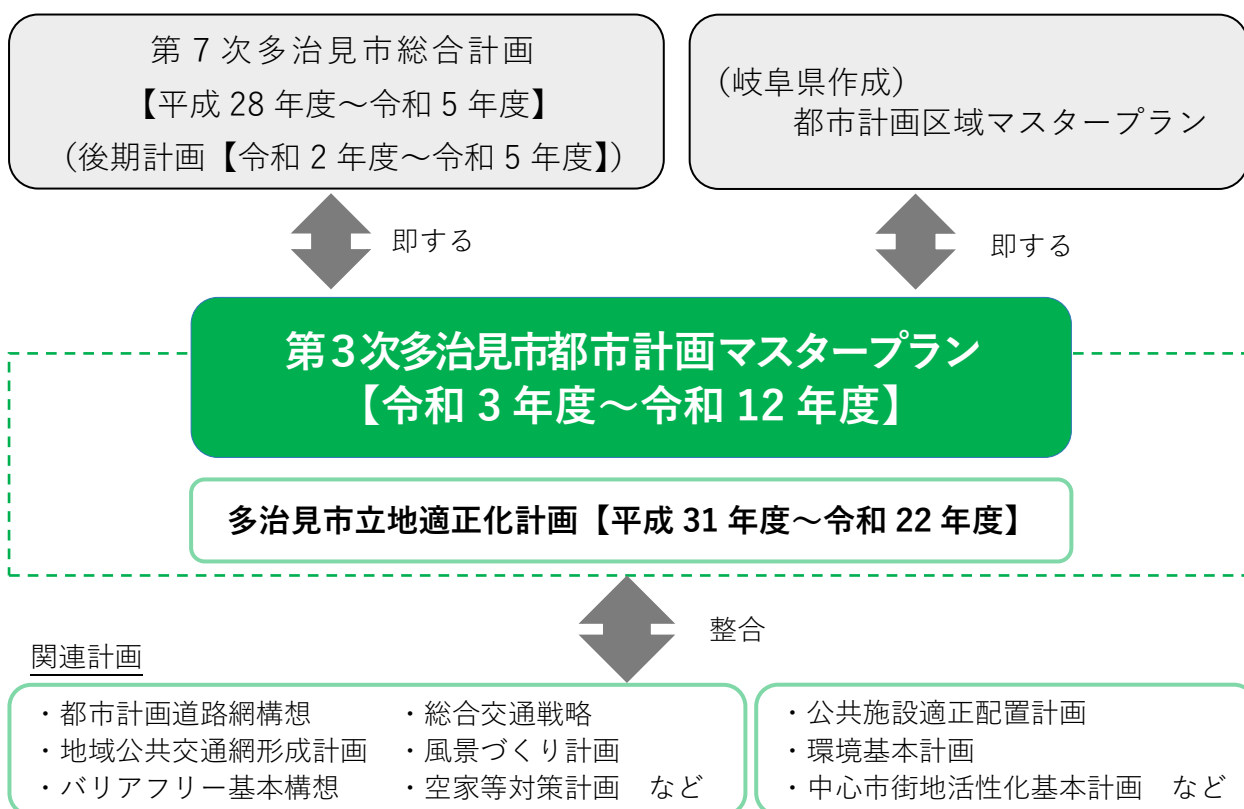
	策定年月	目標年次	基本理念
第1次計画	平成7年3月（全体構想） 平成13年3月（地区構想）	平成22年	誇りと愛着もてる「ふるさと」の風景を活かしたまちづくり
第2次計画	平成22年10月	令和2年	人にやさしく活力あるまちづくり ～集約・再生型都市計画～
第2次計画 （改訂版）	平成28年3月	令和2年	人にやさしく活力あるまちづくり ～集約・再生型都市計画～

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、以下の点に留意し策定しています。

- ① 議会の議決を経て定められた「市の基本構想」に即した計画
 - ・都市計画法では、「議会の議決を経て定められた基本構想」に即して定めるとしています。よって、本市では、市の最上位の計画である多治見市総合計画に即して定めます。
- ② 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画
 - ・都市計画法の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以後、都市計画区域マスタープランという）」（都市計画法第6条の2）に即して定めます。
- ③ 都市計画部局が管理している計画との整合性の確保
 - ・本マスタープランは都市計画についての体系的な指針であることから、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画など都市計画部局が管理している計画との整合性を確保します。
- ④ 関係部局が所管する分野別計画との整合性の確保
 - ・都市計画に関する総合的、一体的な方針とするため、環境基本計画や中心市街地活性化基本計画など都市計画と関連のある計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

(3) 計画体系



(4) 都市計画マスタープランの構成

- ① 国土交通省が指針として示している「都市計画運用指針」では、下記の内容を含むものとしています。

ア. まちづくりの理念や都市計画の目標

イ. 全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等）

用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針

ウ. 地域別構想（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）

全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針

- ② 以上を踏まえ本マスタープランの構成を以下のように設定します。

第1章 はじめに

- ・改定の趣旨、都市計画マスタープランの位置づけ、目標期間と計画の要件

第2章 まちの現状と課題

- ・本市の位置と地勢、市街地の成り立ち、社会情勢及び関連計画等からみる背景の整理、現況及び課題

第3章 まちづくりの理念

- ・まちづくりの理念及び重点課題の設定

第4章 部門別方針

- ・重点課題に対応した整備方針を8項目に部門分けし方針を明示

第5章 エリア別方針

- ・都市計画区域を3つのエリアに分類し、エリア別の方針を明示

第6章 まちづくりの推進方策

3 目標期間と計画の要件

(1) 目標期間

- ① 概ね 20 年後の将来の都市像（市街地像）を展望しつつ、10 年後の都市計画の基本的目標・基本的方向を定めます。
- ② 道路・公園等の都市施設の計画目標、市街地開発事業の計画目標については、優先的に概ね 10 年以内に取り組む事項を示します。
- ③ 策定後の社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

目標年次：令和 12 年 計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度

(2) 計画の要件

本区域の将来における概ねの人口及び産業規模を次のとおり想定します。

区分 \ 年次		令和 2 年	令和 12 年
人口	都市計画区域内人口	106.7 千人	概ね 96.9 千人
	市街化区域内人口	98.2 千人	概ね 89.2 千人
	市街化調整区域内人口	8.5 千人	概ね 7.7 千人
生産規模	製造品出荷額	1,301 億円	1,546 億円
	商品販売額	3,097 億円	3,239 億円

※岐阜県の推計値による。